



# 鳥取県公報

平成14年7月9日(火)  
号外第108号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

規 則	鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(79)(職員課).....	1
	災害救助法施行細則の一部を改正する規則(80)(福祉保健課).....	3

——— 公布された規則のあらまし ———

### 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

- 1 附属機関に鳥取県日野郡民行政参画推進会議及び鳥取県土地収用事業認定審議会を加えることとした。(第18条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、鳥取県土地収用事業認定審議会に係る改正は、平成14年7月10日から施行することとした。

### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

- 1 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおり引き上げることとした。(別表第1関係)

救 助 の 種 類		支出することができる費用の限度額	
		改 正 後	現 行
埋 葬	大人(1体当たり)	189,000円	179,000円
	小人(1体当たり)	151,200円	143,200円

- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年7月9日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第79号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
<p>( 附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関 )</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。</p>			<p>( 附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関 )</p> <p>第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げるとおりであり、担任する事務は、それぞれ当該中欄に掲げるとおりであり、その庶務は、それぞれ当該右欄に掲げる機関においてつかさどる。</p>		
附属機関	担任する事務	庶務担当機関	附属機関	担任する事務	庶務担当機関
略			略		
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第6条第2項及び第3項の規定による人権施策基本方針及び人権尊重の社会づくりに関する事項に関する知事に対する意見具申に関する事務	人権局人権推進課	鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例(平成8年鳥取県条例第15号)第6条第2項及び第3項の規定による人権施策基本方針及び人権尊重の社会づくりに関する事項に関する知事に対する意見具申に関する事務	同和対策課
鳥取県日野郡民行政参画推進会議	鳥取県日野郡民行政参画推進会議条例(平成14年鳥取県条例第54号)第2条の規定による日野郡内における総合的かつ計画的な県政の運営を図るための指針、日野郡内で実施される県の事業その他日野郡内における県政の運営に係る諸課題についての調査審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	日野総合事務所			
略			略		
鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあつせん、調停及び仲裁に関する事務	管理課	鳥取県建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号)第25条の規定による建設工事の請負契約に関する紛争についてのあつせん、調停及び仲裁に関する事務	管理課
鳥取県土地収用事業認	土地収用法(昭和26年法律第				

定審議会	219号) 第34条の7第1項の規定による同法の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務				
略				略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第18条の表に鳥取県土地収用事業認定審議会の項を加える改正は、平成14年7月10日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 7月 9日

鳥取県知事 片 山 善 博

**鳥取県規則第80号**

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1～8 略 9 埋葬 (1)及び(2) 略 (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1 体当たり大人18万9,000円以内、小人15万1,200円 以内とする。 (4) 略 10～13 略	別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間 1～8 略 9 埋葬 (1)及び(2) 略 (3) 埋葬のため支出することができる費用は、1 体当たり大人17万9,000円以内、小人14万3,200円 以内とする。 (4) 略 10～13 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

